

JGA 正会員皆様

平素は協会運営にご理解ご協力を有難うございます。

観光庁から下記周知依頼がありましたのでお知らせします。

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態宣言の解除と解除後の新型コロナウイルス感染症への対応が決定され、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～別添2のとおり事務連絡による依頼があり、また、政府対策本部後に開催した第20回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添3のとおり大臣指示がありました。

貴団体におかれては、別添について所属企業及び会員等関係者等に対し周知いただくとともに、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、緊急事態措置区域から除外された都府県におけるテレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取組み、その他感染拡大防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について」

別添2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「テレワーク等の推進について」

別添3 第20回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣指示

<https://www.mlit.go.jp/common/001392119.pdf>

なお、この後内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、緊急事態宣言解除を受けた催物の開催制限、施設の利用制限に係る事務連絡が追って発出される予定であります。発出にタイムラグが見込まれることから先行して基本的対処方針の変更とテレワーク等の推進に係る事務連絡について先行して発出させていただくこと、催物の開催制限、施設の利用制限に係る大臣官房危機管理官事務連絡も追って発出する予定であることを申し添えます。

観光庁 観光人材政策参事官室
(以上)
